

日々初心

市長コラム・日々初心

市長●穂積 志



市制120周年記念式典で
(7月12日)

古いものには物語がある

例えば、廃校となった木造校舎に足を踏み入れ、コツコツと靴音が響く階段を上って教室の空気に包まれたとします。ついちよっと

前までそこに子どもたちがいたような、元気な遊び声や先生の呼び声が聞こえてくるような、時代をタイムスリップしたような気分になりませんか。それが母校であれば、自らの想いや記憶と重なって感慨はひとしおのことと思います。

私が生まれ育った新屋には、秋田公立美術工芸短期大学(美短)があります。その一角にある「アトリエもさだ」と呼ばれている、かつての倉庫群を利用した大学の施設をご存じでしょうか。

これは昭和9年に建設され、長年にわたり米を貯蔵する「国立新屋倉庫」として機能してきたものです。その施設を農林水産省から譲り受け、今は美短の実習棟や地域交流棟などとして活用しています。かつては、仙北・平鹿の豊かな穀倉地帯から雄物川の舟運に乗って、たくさん

の米がこの新屋の倉庫に積み上げられていたことでしょうか。それだけでも、当時の人や物の行き交う姿や地域経済の歴史を感じさせます。

美短の現代的な建築と、長い歴史を刻んできた旧国立倉庫群。このコントラストがキャンパスに新鮮な潤いを与えると同時に、教育面でも学生たちは知らず知らずのうちに、歴史のシャワーを浴びつつ学んでいるともいえるでしょう。

一方で、秋田駅から広小路周辺の街並みは、同規模で同様の歴史的背景を有する地方都市の中心部に比べて、少し寂しさを感じます。それは商店街の空洞化以前の問題として、明治や大正、昭和初期の歴史的建造物をどんどん壊していったことも大きな要因ではないかと思えます。

県民会館のところにあった「秋田県記念館」は、今は写真で見ることしかできませんが、昭和32年生まれ私の年代でも、木内デパートの隣にあった、赤れんが造りの地方裁判所や、その前を市電が走っていたことなどが幼いころのかすかな記憶と



優雅なルネッサンス様式の秋田県記念館。
老朽化のため、昭和35年に解体されました。

して残っています。あのれんが造りの建物が今も残っていたらと、時々考えてしまいます。

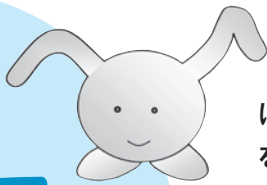
財政的見地からだけで言うのではありません。これからは、古いものを壊し、新しいものをどんどんつくっていく時代ではないかと思えます。今あるものも大事にしていかなければなりません。

古いものには物語がある。そこには重層的な都市の歴史と人々の記憶の蓄積が込められている、という観点からも心していきたいと思えます。

◆秋田市ホームページで市長の動向や記者会見の内容などをお伝えしています。

<http://www.city.akita.akita.jp/>

きずなで ホットしてい あきた寄附金



秋田市では「きずなでホットしていあきた寄附金」を受け付けています。これは、生まれ故郷などの自治体に寄附をした場合、税金が控除・軽減され、事実上ふるさとに納税したことになる制度(ふるさと納税制度)です。生まれ育った秋田を思う気持ちを、この制度でかたちにしてみませんか。

◆寄附金の使い道を①～⑥から選ぶことができます

- ①産業の活性化に(中心市街地のにぎわいづくり、観光振興など)
- ②住みよい環境づくりに(地球温暖化対策、道路整備など)
- ③健康と安全安心のために(AED設置、医療の充実など)
- ④生き生きと暮らすために(子育て支援、福祉の充実など)
- ⑤人と文化をはぐくむために(スポーツ・芸術活動の支援など)
- ⑥市長が選ぶ取り組みのために



使い道⑤では、プロスポーツの支援に寄附金を使うこともできます

ありがとうございます！

昨年度は130万円(22件)、今年度は6月までに66万円(7件)の寄附がありました。昨年度の寄附金は、6月に行った将棋名人戦の事業費に充当したほか、AEDの購入費などに充てることにしています。

◆寄附すると税額が軽減されます

秋田市に5千円以上寄附し、確定申告すると、寄附した金額から5千円を差し引いた額が、個人住民税と所得税からそれぞれ控除・軽減されます。なお、控除・軽減額は個人住民税所得割額の約1割が上限です。

◆寄附手続きの流れ

- ①寄附申込書で申し込みをしてください(郵送、ファクス、Eメールまたは直接、市民相談室か東京事務所)
※寄附申込書は、市民相談室、秋田銀行と北都銀行の県外各支店にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。なお、市民相談室にご連絡いただければ、こちらからお送りします。
- ②市役所から、寄附の納付に必要な書類をお送りします。所定の用紙で金融機関で納付してください
- ③市役所から、税の控除・軽減に必要な「寄附金受領証明書」をお送りします。確定申告の際にお使いください

申し込み
問い合わせ

市民相談室(市役所1階) 〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1

☎(866)2039 ファクス(866)2281 Eメール ro-plcs@city.akita.akita.jp

東京事務所 〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目4-1

☎03(3234)6871 ファクス03(3234)6873 Eメール ro-pltk@city.akita.akita.jp

※ふるさと納税制度の詳細は市ホームページでもご覧いただけます。http://www.city.akita.akita.jp/



高校卒業程度・資格職

市職員採用試験

受付▶8月10日(月)~21日(金)

試験日 9月20日(日)

試験会場 秋田大学一般教育2号館

試験方法

一般教養試験(全員)、論文(行政、消防)、
専門試験(電気、資格職)、体力測定(消防)

試験案内書

必ず「試験案内書」をご覧になり、案内書に従って手続きしてください。案内書は下記の窓口か、市ホームページで入手できます。

消防以外▶市役所1階総合案内、人事課、土崎支所、西部市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、河辺・雄和市民センター、秋田市東京事務所
消防▶消防本部総務課、各消防署・分署・出張所、秋田市東京事務所

受付期間
受付場所

8月10日(月)から21日(金)まで

消防以外▶人事課☎(866)2012

消防▶消防本部総務課☎(823)4000

試験区分(採用予定数)	受験資格
高校卒業程度 ●行政(2人) ●電気(1人) ●消防(3人)	昭和62年4月2日から平成4年4月1日までに生まれたかた ※学校教育法による4年制大学、もしくはこれと同等と認められる学校を卒業または来春3月までに卒業見込みのかたは受験できません
資格職 保健師(2人)	昭和55年4月2日以降に生まれ、保健師資格がある(見込みも含む)かた
保育士A(2人)	昭和55年4月2日から平成2年4月1日までに生まれ、保育士資格がある(見込みも含む)かた
保育士B(2人)	昭和39年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれ、保育士か幼稚園教諭の職務経験が3年以上あり、保育士資格があるかた
管理栄養士(1人)	昭和55年4月2日以降に生まれ、管理栄養士資格があるかた